平成３０年（フ）第２８４号
神奈川県小田原市中町１丁目１番１―502号セントラルハイツ
債務者　山内　美秀
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４５号
神奈川県厚木市妻田南１丁目19番18号　ハイツファミリエ202
債務者　沢田石英人
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２８号
神奈川県平塚市達上ケ丘11番13号　グリーンテラス１号
債務者　田城　直子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２５９号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目１番34―503号
債務者　工藤有美子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６５号
神奈川県愛甲郡愛川町田代47番地の２、前住所神奈川県愛甲郡愛川町田代1584番地の２
債務者　大澤　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２７５号
神奈川県小田原市南町３丁目10番13―２号
債務者　高橋　涼子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８０号
神奈川県平塚市黒部丘16番29号、前住所神奈川県平塚市東八幡２丁目１番25号　仁平Ａ棟201号
債務者　松井　秀明
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２９９号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上750番地の１大滝ホテル内
債務者　溝下　智彦
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４００号
京都市南区東九条北烏丸町38番地２
債務者　三浦　義隆
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３５号
京都市伏見区久我本町８番地13　アルディエンテＹ＆ＪⅡ　508、前住所京都市伏見区久我東町201番地の１　久我のもり市営住宅４棟304号
債務者　室山　　博
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５０９号
京都市右京区西院西貝川町68番地　葛野市営住宅１棟306号
債務者　木村　　浩
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４５号
京都市左京区山端大塚町11番地　ハイツサンポー207
債務者　木村　衣子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４８号
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町58番地８　コーポ西ノ茶屋206
債務者　西村　由実
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５６７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―３棟303号
債務者　松下　杏姫（旧氏名松下明子）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７７号
京都府京田辺市草内山科52番地２　ＭＬＡ京田辺208号、前住所京都府宇治市大久保町久保２番地の２　レオパレスＯＫＵＢＯ203号
債務者　北村　弘二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５８３号
京都府向日市寺戸町辰巳９番地の２
債務者　九重　　勲
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係